

国立大学法人東京農工大学保有個人情報等管理細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(監査責任者) 第6条 本学に、保有個人情報等監査責任者(以下「監査責任者」という。)1人を置き、本学の<u>監事</u>をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(監査責任者) 第6条 本学に、保有個人情報等監査責任者(以下「監査責任者」という。)1人を置き、本学の<u>事務局長</u>をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>監事には大学が行う業務執行を監査する独立の立場を担保する必要があるため。</p>

附 則 (令和4年1月11日細則第17号)
この細則は、令和4年1月11日から施行する。